

[本文へ](#)



参議院 House of Councillors, The National Diet of Japan

検索方法

文字サイズの変更

[サイトマップ](#)

[よくある質問](#)

[リンク集](#)

[English](#)

[トップページに戻る](#)

[トップ](#) > [議案情報](#)

[議員情報](#)

[今国会情報](#)

[ライブラリー](#)

[議案情報](#)

[附帯決議](#)

[会議録情報](#)

[請願](#)

[質問主意書](#)

[参議院公報](#)

[参議院のあらまし](#)

[国会体験・見学](#)

[国際関係](#)

[調査室作成資料](#)

[参議院審議中継](#)  
(別ウィンドウで開きます)

[特別体験プログラム](#)

[キッズページ](#)

## 議案情報

令和5年5月31日現在

第211回国会（常会）

[付託委員会等別一覧はこちら](#)

各国会回次ごとに提出された法案等をご覧ください。

### 議案審議情報

件名	脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案		
種別	法律案（内閣提出）		
提出回次	211回	提出番号	26

提出日	令和5年2月28日
衆議院から受領／提出日	令和5年4月27日
衆議院へ送付／提出日	
先議区分	衆先議
継続区分	

参議院委員会等経過	
本付託日	令和5年5月10日
付託委員会等	経済産業委員会
議決日	令和5年5月30日
議決・継続結果	可決

参議院本会議経過	
議決日	令和5年5月31日
議決	可決
採決態様	多数
採決方法	起立

衆議院委員会等経過	
本付託日	令和5年3月30日
付託委員会等	経済産業委員会
議決日	令和5年4月26日
議決・継続結果	修正

衆議院本会議経過	
議決日	令和5年4月27日
議決	修正
採決態様	多数
採決方法	起立

その他	
公布年月日	
法律番号	

議案要旨
<p>(経済産業委員会)</p> <p>脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案 (閣法第二六号) (衆議院送付) 要旨</p> <p>本法律案の主な内容は次のとおりである。</p> <p>一 電気事業法の一部改正</p> <p>発電用原子炉の運転期間を四十年とした上で、一定の基準に適合していると認められるときに限り、経済産業大臣の認可により六十年まで運転期間の延長を認める。その際、原子力発電事業者の予見し難い事由による停止期間に限り、運転期間のカウントから除外する。</p> <p>二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正</p> <p>発電用原子炉設置者が、三十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、十年以内ごとに施設の劣化を管理するための計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付ける。</p> <p>三 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正</p> <p>使用済燃料再処理機構の業務に廃炉推進業務を追加し、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に改めるとともに、実用発電用原子炉設置者等に廃炉拠出金の納付を義務付ける。</p> <p>四 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正</p> <p>再生可能エネルギー発電事業計画の認定要件に、周辺地域住民への事業内容の事前周知を追加するとともに、認定基準に違反する認定事業者に対し、交付金相当額の積立てを命ずる措置等を創設する。また、再エネ発電設備の増設等について、増設等に係る部分にのみ新たな買取価格を適用する措置を講ずる。</p> <p><u>五 原子力基本法の一部改正</u></p> <p>原子力利用に当たっての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講ずる。</p> <p>なお、衆議院において、原子力基本法に関し、国民の原子力発電に対する信頼を確保し、「理解」を得るために必要な取組を推進する国の責務について、国民の例示に「電力の大消費地である都市の住民」を加え、また、国民の理解「と協力」を得るために必要な取組を推進する責務とするとともに、附則の規定により改正の施行後五年以内に政府が行う検討の対象に、原子力規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を含めた発電用原子炉施設の安全の確保のための規制の在り方等を追加する修正が行われた。</p> <p><u>議案要旨のPDFファイルを見る場合は、こちらをご覧ください。</u></p>

議案等のファイル
<p><u>提出法律案のPDFファイルは、こちらをご覧ください。</u></p> <p><u>衆議院経済産業委員会の修正案(可決)のPDFファイルは、こちらをご覧ください。</u></p>

利用案内 | 著作権 | 免責事項 | [ご意見・ご質問](#)

○原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者（原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。）が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。）の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立つて、これを行うものとする。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、原子力の研究、開発及び利用（以下「原子力利用」という。）を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p>